

知多市の高度地区の内容

種類	面積	建築物の高さの最高限度
高度地区 (告示日:平成22年12月24日)	約90ha	建築物の高さ(建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さによる)は、その最高限度を12メートルとし、かつ、建築物の各部分の高さを当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、7.5メートルを加えたもの以下とする。ただし、市長が公益上やむを得ないと認め、知多市都市計画審議会の同意を得て許可した建築物は、上記の制限は適用しない。

イメージ図

